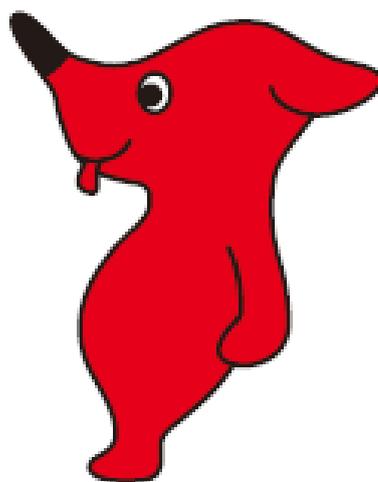


児童虐待防止調査研究委員会 実施調査総括報告書

千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査
児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査



平成21年3月

千葉県社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 社会的養護検討部会

児童虐待防止調査研究委員会



オレンジリボンには児童虐待
を防止するというメッセージ
がこめられています

はじめに

児童相談所における虐待相談対応件数は、年々増加の一途を辿っており、平成19年度には全国で4万件を突破し、千葉県においても1,616件と過去最高を記録しました。

また、児童や家庭を取り巻く環境の変化に伴う養育力の低下や地域の支援体制の確保が課題となる中、児童虐待問題は、量的増加とともに、DVや精神疾患を伴うケースなど、その内容も複雑化しています。

こうした状況の中で、千葉県では、児童虐待を防止するための抜本的な対策を講じるため、平成17年度に社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会の下に、児童福祉、教育、医療など様々な分野の学識経験者や関係者から構成された「児童虐待防止調査研究委員会」（以下、委員会）を設置し、児童虐待防止に資するための基礎的なデータを蓄積し、これを踏まえた具体的な施策のあり方について検討を行うこととしました。

委員会では、まず県内の地域性を考慮に入れた児童虐待防止のあり方を検討するため、平成17年度に男女9,000名に対してアンケート調査を実施し、平成18年3月に「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査 結果報告書」を取りまとめました。

さらに、この調査結果を踏まえ、児童虐待の未然防止の観点から、子育て支援サービスの拡充や効果的な情報提供への対応策を検討するため、平成19年度に、県内の1歳6か月の子どもをもつ親1,264名に対してアンケート調査を実施するとともに、回答者のうち41名の御協力をいただいてインタビュー調査を実施し、平成21年3月に「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査 結果報告書」を取りまとめたところです。

そして今回、委員会がこれまで行った両調査の結果について総括的な分析・検討を行い、ここに総括報告書として取りまとめました。

本報告書の完成をもって、委員会は解散という運びとなりましたが、これまでの調査・検討内容が広く活用されることにより、虐待防止が図られ、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちが保障されるとともに、子どもを産み育てやすい地域づくりに寄与できることを願っております。特に、千葉県におかれましては、本報告書の提言の実現に最大限の努力を払われるよう切に希望します。

最後になりましたが、調査を実施するに当たり、御協力いただいた多くの方々に厚くお礼申し上げる次第です。

平成21年3月

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

社会的養護検討部会児童虐待防止調査研究委員会委員長

才村 純



1 児童虐待防止調査研究委員会について

(1) 発足の経緯

子どもへの虐待を防止し、子どもの権利を守るため、平成17年9月21日、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に社会的養護検討部会が設置された。

そして、同部会の下に、児童虐待防止に関する調査研究を行い総合的な検討を行うため、児童虐待防止調査研究委員会（以下、委員会）が設けられ、平成17年11月28日に第1回委員会が開催された。

なお、社会的養護検討部会の下には、本委員会の他に「児童虐待死亡事例等検証委員会」、「社会的資源あり方検討委員会」、「家族関係支援調整プログラム調査研究委員会」が設置され、総合的な児童虐待防止対策の検討を行ってきた。

(2) 目的

抜本的な児童虐待防止対策を図るため、虐待発生要因の解明を行うことにより、地域における児童虐待発生予防のための支援に関する施策への提言を行う。

※主な検討事項

- ①虐待事例データの蓄積、実態調査の実施
- ②児童虐待の発生の要因分析
- ③児童虐待防止対策の協議・検討

(3) 検討の経過

ア 検討の経過

本委員会ではまず、県として抜本的な児童虐待防止対策を図るための基礎調査研究として、県内の地域性を考慮した児童虐待防止のあり方を検討するため、平成17年度に「子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」を実施した。

この調査は、県内在住の20歳から74歳までの男性・女性9,000名を対象に、郵送によるアンケート調査を行い、平成18年3月、その結果を「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査 結果報告書」に取りまとめた。

また、委員会では、得られた調査結果の分析・検討を行い、児童虐待防止のために県が取り組むべき課題と対応策を導き出し、平成19年3月に「児童虐待防止に県が取り組むべき課題－『千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査』検討結果－」を取りまとめた。

〔「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」の結果・県の取り組み〕
についての概要は、P17から掲載

次に委員会では、「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果から得られた、以下の子育て世代（25～49歳）の専業主婦の傾向

- ① 子育ての負担感が高い
- ② 虐待をするおそれが他の世代の女性や仕事を持つ女性に比べて高い
- ③ 子育て支援策への期待がある一方で、現在行われている支援策の認知度や利用希望が高くない

に着目し、児童虐待防止に県が取り組むべき課題として挙げられた「子育て世代の特質にあったきめ細やかな支援対策とその周知」を取り上げた。

そして、児童虐待の未然防止という観点から、

- ① 専業主婦のニーズに焦点をあてた子育て支援サービスの拡充
- ② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供

への対応策を検討するため、平成 19 年度に「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」を実施した。

この調査は、1 歳 6 か月児をもつ保護者 1,264 名に対するアンケート調査、及び 41 名に対するインタビュー調査という形式で実施した。

平成 21 年 3 月、調査結果及びそこから導き出された課題と対応策を「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査 結果報告書」に取りまとめ、県に提言を行った。

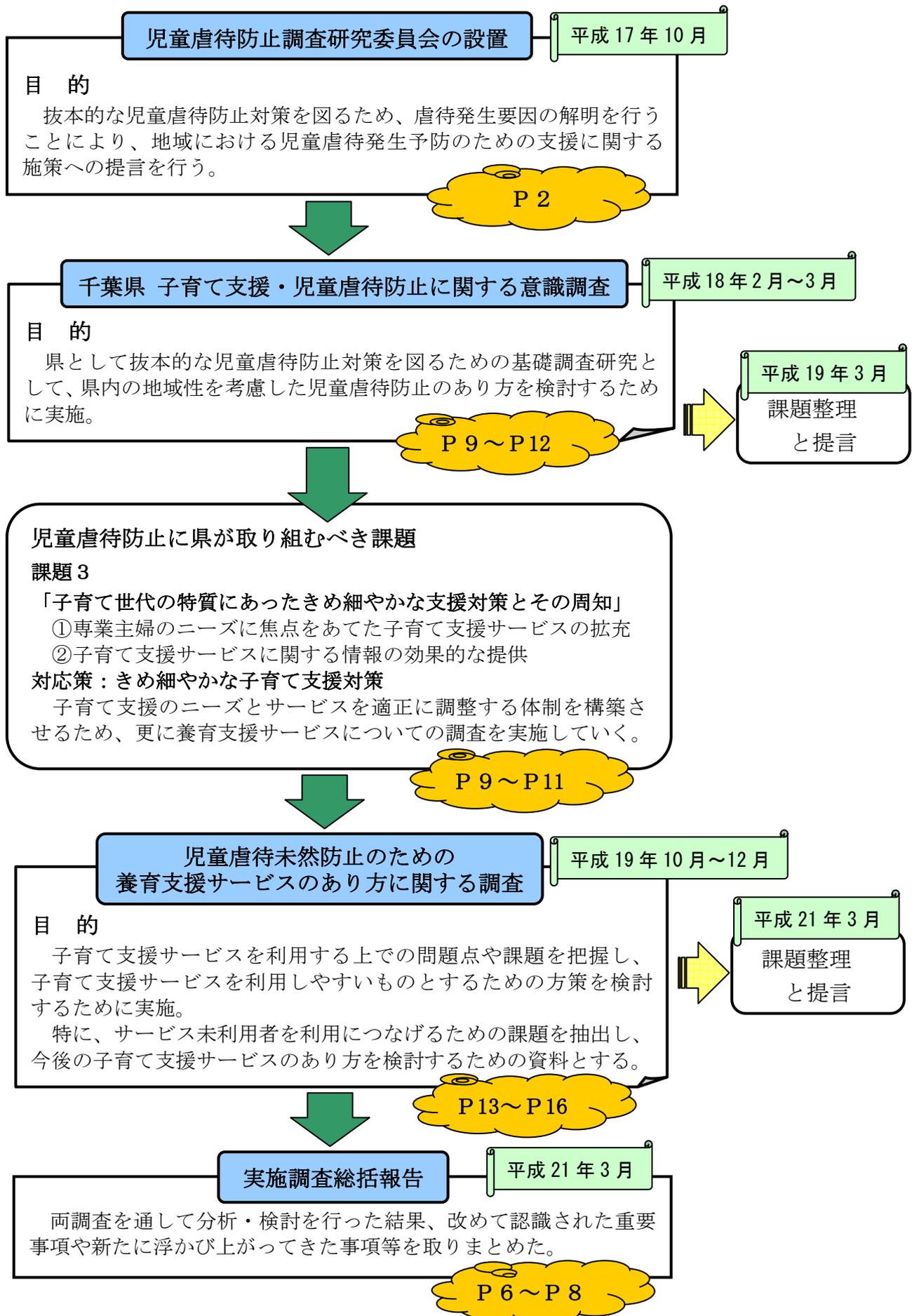
〔「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査結果」の概要については、P25 から掲載〕

委員会では、平成 17 年度から実施してきた両調査を通じて、調査結果の総括的な分析・検討を行い、今までの活動の集大成として、本報告書を取りまとめるに至った。

イ 委員会の開催状況

開催日	回数	検討内容
平成17年 11月28日	第1回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止調査研究委員会の取り組み方針について ・17年度の調査研究について
平成18年 3月29日	第2回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果報告 ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」のまとめについて
平成18年 4月28日	第3回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」の結果についての協議
平成18年 5月19日	第4回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する住民の意識調査」結果について ・調査報告書の内容及び課題についての検討
平成18年 7月31日	第5回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する住民の意識調査」の最終取りまとめ ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する住民の意識調査」から見出された課題と対応についての協議
平成18年 12月21日	第6回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果から導き出される課題と対応策についての協議 ・平成19年度の調査研究について
平成19年 7月24日	第7回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」(案)の検討 ・平成20年度の調査研究について
平成20年 3月18日	第8回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」の調査結果について
平成20年 8月8日	第9回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」結果について ・「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」結果から導き出される対応策について
平成20年 11月17日	第10回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」結果報告書の取りまとめについて ・「子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」から導き出される対応策について
平成21 3月10日	第11回 児童虐待防止調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止調査研究委員会 実施調査総括報告」の取りまとめについて

ウ 検討経過フロー





2 実施調査総括報告

本委員会では、平成17年度に実施した「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査（以下、意識調査）」及び平成19年度に実施した「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査（以下、サービス調査）」（平成19年度実施）の両調査を通し、多様な観点から提言を行ってきた。

ここでは、今まで実施した両調査結果を通じ、委員会で分析・検討してきた事項を改めて整理し、総括報告として取りまとめた。

（1）両調査を通じての分析

ここでは、意識調査及びサービス調査の両調査を通して分析・検討を行った結果、改めて認識された重要事項や新たに浮かび上がってきた事項を、「行政による子育て支援サービスの充実」「地域における支え合いへの支援強化」「幼い時から子どもに触れ合うことの重要性」の三つの考察として取りまとめた。

考察1 行政による子育て支援サービスの充実

サービス調査から、「子どもにイライラした経験がある」養育者が過半数にのぼっていること、少数だが育児を誰にも教えてもらえない養育者がいることなどがわかった。

意識調査では、虐待行為をした（しそうになった）理由の多くが、「カッとなって」「育児疲れやイライラした」というものであり、**児童虐待問題の背景には育児による疲れやストレスが潜んでいる**ことが調査から改めて認識された。

多くの親が育児疲れやストレスを感じている中で、普段は問題なく生活していても、カッとなった拍子に虐待行為に及んでしまう恐れがあることが、両調査結果を通じて見出された。

虐待行為をした（しそうになった）理由が、「しつけのため」という人も多く、正しい**養育知識や虐待の認識がない**ことも、虐待につながる要因であることが示された。

さらに、転入などで相談できる人が誰もおらず、精神的に孤立してしまう恐れのある親についても懸念された。

**児童虐待は育児疲れやストレスと密接に関連しており、
予防的支援である子育て支援策の充実が重要である**

対応策

児童虐待防止のためには、子どもを離れる時間を作ってリフレッシュしたり、わからないことを相談するなど、**養育者の育児疲れやストレスの解消、育児の正しい知識習得をすすめていく**ことが必要となる。

そのためには、子どもを預かってくれる場や相談に乗ってくれる人などが必要であり、一時保育や各種相談事業などの**子育て支援策を充実させていく**ことが求められる。

併せて、相談事業や啓発活動等を通し、「しつけのつもりであっても子どもに危害や苦痛を与えることは虐待にあたり、**子どもの視点になって考えてみる**」という認識を普及させることも必要である。

具体的には、意識調査やサービス調査でも挙げられているが、以下の対応策が改めて求められる。

- ①放課後児童クラブ、家庭的保育事業（保育ママ）などの制度拡充を推進するとともに、ニーズを的確に反映した利用しやすい子育て支援事業を整備する。
- ②子育て支援総合コーディネート事業などを活用し、サービスの利用希望者に正しい知識を定着させ、適したサービス等に結び付けるコーディネートシステムを構築する。
- ③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）など、養育者等から申し出がなくても必要な場合に介入ができるサービスを積極的に推進する。

考察2 地域における支え合いへの支援強化

意識調査で、子育てがしやすい理由に「近所付き合いや地域活動が盛ん」なことが挙げられ、サービス調査でも、子育ての相談相手や情報収集先として「友人知人」が大きな役割を果たしていることが明らかになった。

「児童虐待防止のために民生・児童委員、母子自立支援員による見守り・支援を期待する」「情報交換や一緒に遊ぶために、近所の人と知り合いになりたい」という意見もあり、身近なところからの支援が求められていることがわかった。

地域に住む人同士の支え合いを支援していくことが重要である

対応策

保護者同士で子育てについて相談したり助け合うなど、子育て中の親を孤立させないよう、親同士・子育て卒業者たちが力を合わせて子育てを支援し合うことが重要となる。

地域の中での支え合いが活発化することにより、子育て支援の充実が図られ、考察1にある虐待の予防につながっていく。

そのため行政は、地域による住民や当事者同士の支え合いをバックアップしていくことが求められ、子育てサークルや当事者による子育てネットワークを側面から支援するなどの対応策が必要となる。

具体的には以下のような対応策が求められる。

- ①ボランティアやファミリーサポートセンター等の人材に、地域の子育て卒業世代等を積極的に活用する。
- ②地域子育て支援拠点事業を実施する施設や児童館など、地域に密着した子育て支援を行う施設のスタッフ等による、利用者同士の引き合わせや仲介を推進し、利用者間の関係構築を図る。
そのために、施設スタッフ等に対する研修を実施するなど一層の資質向上を図る。

考察3 幼い時から子どもと触れ合うことの重要性

意識調査で、県民に児童虐待行為の正しい知識と理解をもってもらうため「児童虐待についての広報の工夫」が課題として挙げられ、**効果的な広報啓発が必要**とされた。

サービス調査でも、「育児を抱え込む親への意識啓発」が課題として挙げられ、**サービス利用についての意識改善**を図ることが対応策として盛り込まれた。

しかし、児童虐待や子育てに意識をもってもらい、知識を定着させるためには、妊娠時など支援が必要な時になってから周知を図るだけでなく、**若年のうちからまず子育てへの関心やノウハウを身につけるような機会を積極的に設けることが重要**である。

さらに、子ども自身がより弱い立場にある人たちへの思いやりの気持ちをもつとともに、「自ら自分を守る」、「被害にあった時に自ら動ける」という意識をもてるような機会を設けることも重要となる。

**学校や地域などで、幼いころから子どもに継続的に
関われる機会を積極的に作っていく必要がある**

対応策

幼い子どものころから保育や子どもと触れ合う経験を繰り返すことで、子育てについて早期から意識をもってもらうことができる。

さらに、幼少時に赤ちゃんと触れ合う体験などをもつことは、**健やかな人格の育成にもつながっていく**。

そのためには、学校や保育園、育児グループなどの**地域資源**を活用し、子どもと触れ合う体験を充実させていくことが重要である。

具体的には、以下のような対応策が挙げられる。

- ①学校の体験学習などで、幼稚園や保育園・施設と積極的に交流ができる仕組みを構築する。
- ②児童館等で、子育て中の親子と触れ合える体験の場を定期的に設けるなど、身近なところで子どもと接する機会を充実する。
- ③子どもたちが「自分も大事にされる存在である」ことを学べるよう、**※CAP**等を取り入れるなどして、自分を守ることについての意識喚起を図る。

※CAP (Child Assault Prevention) : 子どもへの暴力防止プログラム

[NPO 法人 CAP センター・JAPAN ホームページから引用]

(2)「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」

※【 】内は、当項目についての調査結果が、別冊「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査結果報告書」に掲載されているページを表している

課題1 児童虐待についての広報の工夫

①県民の児童虐待に関する正しい知識と理解

○「児童虐待は重大な問題」と約8割が認識しているが、児童虐待行為の認識の程度については内容によって差がみられる。【P14】

⇒児童虐待が身近な問題として理解されていない現状がみられる。

○「しつけのために時には体罰やお仕置きが必要」と約7割が考えている。【P19】

⇒体罰の容認が、しつけを隠れ蓑にした虐待発生の下地になる恐れがある。

②性や世代の違いによる、児童虐待問題への認識の違いを踏まえた啓発

○男性は「家庭内で親の生活や立場を優先」という考えが女性よりも多く、しつけでも体罰を容認する傾向が高い。【P18, P20】

⇒男性と女性で児童虐待に関する認識に違いがある。

○子育て世代では、女性は男性よりも子育てに負担感を抱いている。男性は「経済的な問題」、女性は「身体的疲れ」「自分の時間の確保の難しさ」に負担を感じている。【P47, P49】

⇒子育ての不安が女性に偏りがちとなっている。

○子育て卒業世代で、「虐待するのは一部の特別な人」「保護者の子育てに対する意識の低下」など、若い養育者に対して厳しい見方をする傾向が強い。【P15】

⇒子育て卒業世代が若い世代に厳しく批判的では、十分な支援者になりにくい。

③通告義務の意義の理解を深める

○虐待行為と思われる行為に気付いても、約6割が誰にも相談せず、その理由を「虐待かどうかよくわからない」、「家庭内で解決すべき」としている。【P37】

⇒虐待の疑いに気付いても、通告を躊躇している現状がある。

課題2 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制強化

○児童虐待問題の認識、児童虐待の経験、子育て不安等について、市部と町村部で住民意識の顕著な違いは見られない。【P15, P24, P46】

⇒児童虐待問題の発生要因に大きな違いはないが、町村部の体制整備に遅れが見られる。

※平成21年2月末現在の千葉県内の要保護児童対策地域協議会設置状況

市部：29/36 設置済み（81%）

町村部：10/20 設置済み（50%）

課題3 子育て世代の特質にあったきめ細やかな支援対策とその周知

① 専業主婦のニーズに焦点を当てた子育て支援サービスの拡充

- 子育て世代の専業主婦の負担感・不安として「身体的な疲れ」「自由な時間が持てない」という回答が多い。中でも若い世代では「育児の方法がよくわからない」「子どもの病気や発育、発達」といった不安が大きい。【P49】
- ⇒専業主婦の子育て不安感が高い。若い世代では、子育ての経験や知識不足の不安も大きい。

② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供

- 各種子育て支援サービスの認知度が低い。【P58, P60】
- ⇒子育て家庭へのサービスの具体的な情報提供が不十分。
- 子育てしにくい理由として、「行政の子育て支援サービスの不足」が挙げられる一方、現在の子育て支援サービスの利用希望が低い。【P57, P64】
- ⇒サービスの内容がニーズに対応していない、事業の地域格差、周知が不十分。

課題4 暴力の連鎖を断ち切るための支援体制整備

① 被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備

- 子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験がある人の方が、ない人に比べ、児童虐待行為を生じさせるおそれが高い傾向がうかがわれる。【P20, P24】
- ⇒被虐待経験が、後に虐待の連鎖など生涯にわたり影響を及ぼすことがある。

② 虐待行為をした親への支援

- 虐待と思われる行為をしたことがある人は、ない人に比べ、子育ての負担感を強く感じている。一方で「自分で解決すべき問題」と考える傾向が強く、相談者をもたない人の割合も高い。【P28, P30, P47】
- ⇒虐待と思われる行為をしたことがある人の方が、援助関係が作りにくい。

③ 児童虐待とDV対応機関との連携

- 子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験がある人の方が、ない人に比べDV被害にあう経験は高い。また、DVの被害経験がある人は、ない人に比べて「児童虐待をしたことがある」との回答が顕著に多い。【P24, P33】
- ⇒「DVは子どもにとっての虐待である」という点に留意する。

課題1への対応策 児童虐待の正しい認識の浸透

県民一人ひとりが児童虐待を身近なこととして認識するための広報啓発
児童虐待の相談・通告を自発的に行うための窓口周知・啓発活動の工夫

①児童虐待及び子育て支援についての広報啓発

- ・各世代の子育て観を考慮した情報提供、啓発を行う。
- ・子育て世代の男性の子育てに対する理解や積極的な協力を求める。
- ・多様なメディアや地域の人材を活用した効果的な周知を図る。
- ・遊興施設などを活用した、児童虐待を社会全体で取り組むための働きかけを行う。
- ・子育て支援に関する情報を、子育て家庭に関わる機会を利用して提供する。
- ・児童虐待は「子どもの人権侵害」という、子どもの権利擁護を踏まえた啓発を行う。
- ・県民の参画を図り、生活感覚にあった・援助的視点の啓発を行う。

②児童虐待の通告義務と相談受理機関の役割の周知

- ・「通告は子どもを守り、養育者への援助の始まり」であることの理解を図る。
- ・通告は県民一人ひとりの義務であること及び通告窓口の周知を図る。
- ・通告受理後にどのような援助を行っているか、県民への周知を図る。

課題2への対応策 町村部における児童虐待問題対応の体制づくり

地域での通告受理・早期対応・支援体制整備

①市町村の児童虐待対応の体制強化

- ・児童虐待対応職員への研修等、市町村へのバックアップを行う。

②町村部の要保護児童対策地域協議会の設置促進

- ・町村部における要保護児童対策地域協議会の設置等を促進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の機能の周知、効果的な運営について支援を行う。

課題3への対応策 きめ細やかな子育て支援対策

児童虐待未然防止のために子育て負担の軽減
専業主婦への育児知識の情報提供・子育て支援サービス提供
支援が必要な家庭等への出前型サービスの普及

①子育ての協力者

- ・子育て世代の男性の子育てに対する理解や積極的な協力を求める。
- ・子育て卒業世代を子育て家庭支援ボランティアに養成するなど、人材育成を図る。

②子育て支援のニーズとサービスを適正に調整する体制

- ・正しい育児知識の普及のため、母子保健事業における妊娠初期からの対応を強化する。
- ・地域のコーディネーターが効果的なサービスを紹介提供できるようなシステムの構築を検討する。(民生児童委員・主任児童委員などの人材を活用)

③自らは求めない養育者への子育て支援の出前型サービス

- ・出前型子育て支援サービスとして、育児支援家庭訪問事業の一層の推進を図る。

課題4への対応策 虐待の連鎖を断つための体制整備

児童虐待とDVの問題の関連を踏まえた相談対応の体制整備
被害児童のケアや養育者への支援等を行える体制の整備

①児童虐待対応機関とDV対応機関との連携強化

- ・DVと児童虐待の関連を十分把握して対応する。
- ・関係機関の研修を強化する等、素質の向上・情報交換や連携の一層の徹底を図る。

②被虐待児のケアシステムの構築

- ・小児科、児童精神科医療との連携や民間相談室の活用を図る。
- ・子どもの養護と心のケアを図るための社会的養護サービスのあり方について検討する。特に、里親事業・地域小規模児童養護施設の設置推進は喫緊の課題。
- ・重篤な心的外傷を負った被虐待児への適切な養育環境・治療を提供するため、施設と医師が情報の共有を行い、治療的なシステムを検討する。

③児童相談所の専門的機能の強化

- ・児童相談所の機能強化のため、人員増加や専門職確保に努め、研修やスーパービジョンの強化を図る。
- ・親支援プログラムや親（子）グループの実施等、家族関係の調整を図る支援を実施する。

(3) 「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」

※【 】内は、当項目についての調査結果が、別冊「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査結果報告書」に掲載されているページを表している

「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」で、児童虐待防止に県が取り組むべき課題として、「課題3 子育て世代の特質にあったきめ細やかな支援対策とその周知」を取り上げ、

- ① 専業主婦のニーズに焦点を当てた子育て支援サービスの拡充
 - ② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供
- の効果的な対応策を検討することとした。

そこで、養育支援サービスの利用実績や使い勝手・養育支援サービスを利用しない(できない)理由を把握することで、現行の養育支援サービスの課題を明らかにし、より効果的な養育支援サービスを展開していくための対応策を検討するため、本調査を実施した。

課題1 利用しにくい養育支援サービスの改善

親にとって育児は楽しい一方、肉体的にも精神的にも負担となっている
孤立傾向が強い家庭は、育児の抱え込みなど、特に養育支援サービスの活用が重要
サービスは認知されていても実際の利用に結びついていない現状

① 利用しやすいサービス内容の整備

- 子育て支援拠点が近くにない場合はサービスの利用に消極的。【P32～P40】
 - 子どもを連れての外出は、手間や時間がかかり親にとって大きな負担。【P44～P48】
 - 家庭の状況によって求めるサービスは様々。【P16, P21】
- ⇒ 親しみやすく行きやすい「子育て支援機関」を作り、サービスの提供場所を整備することが必要。また利用者のニーズを反映したサービスを整備することが重要。

② 利用者の中に生じる心理的負担の軽減

- サービスの詳細、利用者等の状況がわからないことが、利用の抵抗感を生む。
【P56, P57, P64】
 - 人間関係のわずらわしさによる心理的ストレスから利用に消極的になる親もいる。
【P56】
- ⇒ スタッフによる積極的な声かけ、トラブルの仲介など適度な介入が有効となる。

課題2 子どもの預けにくさ、預けることへの抵抗感

一時的保育は最も求められたサービスだが、利用経験が1割以下で利用につながっていない
緊急時の利用が求められるが、「知らない人に預けるのは不安」という意見が多い

① 緊急利用時の受け入れ体制の確立

- 一時保育が常に満床状態で、親自身が体調不良などで急遽利用を希望しても空きがない。(平成19年度の県内保育園の一時保育実施率は4分の1程度)

【P32～P39, P46, P62, P68】

○親自身が病気や体調不良の場合、育児にかかる負担は通常よりも大きい。【P44, P45】

○核家族の増加・近所付き合いの希薄化で、子どもを気軽に預けられなくなっている。

【P9, P20, P60～P63】

⇒一時保育の拡充、緊急時用の枠を確保するなど受け入れ体制の整備が必要。

②一時的保育の利用につながるサービス周知の工夫

○子どもの預ける場合、預け先の信頼感が重要。【P32～P39, P61】

○施設の状況やスタッフの顔がみえないことが利用への抵抗感となっている。

【P60～P63】

⇒利用の抵抗感をなくすことが求められるため、公開された施設を目指すことが必要。

課題3 効果的な情報提供方法の工夫

多種多様なサービス、情報の氾濫により、自分や自分の子どもに適した情報を見つけにくい

「自分で育てる」意識が強い親は育児の抱え込みにつながるものが危惧される

①適切な時期・対象を捉えたきめ細やかな情報提供

○一括提供型の情報提供手法は、自分にあったサービスを見つけにくく、情報の更新がされない。【P52～P55】

○提供された時期に必要なでない情報はあまり記憶に残らない。【P52】

⇒サービスを必要とする時期に、ニーズにあった情報提供を行うことが求められる。

子どもの成長に応じた、その家庭で求められる情報を随時提供するきめ細やかさが必要。

②孤立傾向が強い家庭への情報提供手法の確立

○友達や広報紙から情報取得している場合が多い。【P17, P18】

○孤立傾向が強い家庭は、地域に子育て支援拠点がないと情報取得の場が大きく限られるため、孤立化が進行してしまう恐れがある。【P17, P18】

⇒孤立傾向の強い家庭にも十分な情報が届くよう、情報取得の場でもある子育て支援拠点を整備することが必要。

全家庭に情報発信ができる手法を確立することが必要。

③サービスの利用につながる情報提供手法の工夫

○部分的な情報だけではサービスを利用しない人がいるが、情報量を多くしても読みづらくなる。【P52～P55】

○問い合わせをすること自体に抵抗を感じる人もいる。【P52】

⇒その家庭に必要な情報をピックアップし、詳細に情報提供する手法が求められる。

広報紙掲載の工夫が必要。(興味を持たせるレイアウト・利用者の声を載せるなど)

④育児を抱え込む親への意識啓発

○サービスに否定的ではないが、利用につながらない家庭がある。【P23～P39】

○「自分で育てる」という意識を持つ人もおり、育児を抱え込んでしまう恐れがある。

【P63】

⇒子どもが様々な環境に触れる重要性や孤育ての危険性を理解してもらうことが必要。

「サービスは気軽に利用できる」旨の啓発を行い、積極的な利用を促すことが必要。

課題1への対応策 利用しやすい養育支援サービスの整備

誰もが必要な時に養育支援サービスを利用できる物理的環境・サービスを受けたい気持ちにさせる心理的環境を整備して利用を促す

①利用しやすいサービス内容の整備

- ・子育て支援拠点の設置促進、登録・手続きの簡略化などの工夫を図る。
- ・サービス内容の充実、利用者のニーズを反映する体制づくりを推進する。
- ・養育支援を必要とする家庭を漏れなく把握し、訪問型支援の実施を徹底して相談につなげる。
- ・要保護児童対策地域協議会で情報・認識の共有化やチーム援助を行うなど、確実な支援につながるよう体制整備を行う。

②利用者の心理的負担の軽減

- ・利用への後押しを推進するため、スタッフによる積極的な声かけなどを行う。
- ・適切な介入ができるようスタッフの技術習得を図る。スタッフの介入により、利用者同士が相談し、助け合えるような効果も期待できる。

課題2への対応策 安心して気軽に子どもを預けられる体制づくり

利用希望に十分対応できる体制整備が必要
サービスの効果的な周知により利用を促進していくことが必要

①緊急利用時の受け入れ体制の確立

- ・一時保育制度において定員及び実施施設の拡充を推進する。
- ・緊急時の定員枠を確保しておくなど、常に対応できる体制を整備する。

②一時的保育の利用につながるサービス周知の工夫

- ・体験サービス、施設内部状況の広報掲載など、開かれたサービス紹介をするための手法を工夫する。

課題3への対応策 養育支援サービスの周知と利用への働きかけ

サービス利用に結びつくためには、情報提供が大きな役割を果たすとともに、サービスの情報や育児に関する正しい知識が必要
円滑にサービスに結びつくために、適切かつ効果的な情報提供手法が求められる

①適切な時期・対象を捉えたきめ細やかな情報提供

- ・子どもの年齢・状態等に応じた情報を、健診などを通じて個別に提供するような工夫を行う。
- ・子育て支援総合コーディネート事業を活用するなど、サービスのコーディネート機能を充実させる。

※子育て支援総合コーディネート事業:子育て支援サービス利用者の利便性向上及びサービス利用の円滑化等を図るため、市町村に、子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、情報提供・ケースマネジメント・利用援助等の支援を行う。

②孤立傾向が強い家庭への情報提供の手法の確立

- ・情報収集の場である子育て支援拠点の整備を促進し、普段外出する場所に広報紙を置くなど情報提供手法の工夫を行う。
- ・外部との接触が希薄な家庭にも情報が届くよう、こんにちは赤ちゃん事業等の介入的な情報提供の手法を推進する。

③サービス利用につながる情報提供の手法の工夫

- ・必要な情報のみをピックアップし、自分にあったサービスを容易に見つけ出せるよう、インターネットを活用するなど、情報提供の方法を工夫する。
- ・広報紙等について、民間企業と連携した目を引くレイアウトの作成や、利用者の声など、興味を引く内容を掲載するといった工夫を行う。
- ・訪問実施者が、その家庭に必要なサービスの情報提供を適切に行い、保護者に利用の意欲がわくよう、研修等による相談技術の向上を図る。
- ・問い合わせをする時の抵抗感を軽減するため、メールなどを活用した問い合わせの実施や総合案内窓口の設置等を推進する。

④育児を抱え込む親への意識啓発

- ・「子どもはいろいろな人との関わりの中で育つこと」「育児の抱え込みは児童虐待につながる恐れがあること」を意識啓発し、サービス利用についての意識改善を図る。

⑤保護者同士の支え合いに向けた支援

- ・子育て支援サービスを利用した保護者同士が情報交換を行ったり、相談に応じたりといった取組は、支援を必要としている保護者にとってはとっつきやすく、きめ細やかな支援が期待できることから、保護者が気軽に集まり、これらの活動が自主的にできるよう支援する視点も重要。



3 参考(実施調査概要)

(1)「千葉県 子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」

ア 調査目的

県として抜本的な児童虐待防止対策を図るための基礎調査研究として、県内の地域性を考慮した児童虐待防止のあり方を検討するために、児童虐待防止調査研究事業「児童虐待に関する住民の意識調査」を行う。

イ 調査手法等

(ア) 対象者：県内在住の20歳～74歳までの男女9,000名

(イ) 方法：郵送によるアンケート調査

(ウ) 実施時期：平成18年2月～平成18年3月

(エ) 回収状況

分類(層化)		成人人口	標本数	有効回答数	有効回答率
中央児童相談所所管地区	市部	1,102,077	2,567	915	35.64%
	町村部	208,350	486	162	33.33%
市川・柏児童相談所所管地区	市部	1,958,276	4,563	1,674	36.69%
銚子・君津児童相談所所管地区	市部	472,299	1,101	432	39.24%
	町村部	121,616	283	120	42.40%
			不明	2	
合計		3,862,618	9,000	3,305	36.72%

ウ 調査結果

(ア) 回答者の属性

- ・性別等：「男性」38.8% 「女性」60.2% 各世代に渡り回答が得られた
- ・職業等：「公務員・会社員」32.0% 「専業主婦」23.4% 「無職」11.9%
「世帯年収500万円未満」46.0%
- ・居住地域：「県西地域の市部」50.7% 「県中央部の市部」27.7%
- ・居住形態等：「持ち家一戸建て」69.2% (千葉県の平均より高い)
「居住年数20年以上」51.3%
- ・未既婚等：「既婚」77.2% 「子育て経験がある」75.8%
- ・家族構成：「夫婦と子ども」43.4% 「夫婦のみ」22.6%
「三世帯・四世代世帯」15.4%
- ・近所づきあい：「あいさつする程度」39.8% 「時々、立ち話や茶飲み話」26.9%
「困ったとき助け合える」26.5%

(イ) しつけや児童虐待に関する意識

●児童虐待問題をどのように思うか

- ・「子どもの心や体を傷つける重大な問題だ」80.6% (各世代に共通した認識)
- ・子育て世代の女性に多い意見：「子育ての保護者には誰にでも起こりうる問題だ」
「保護者も孤立し、支援を求めているのではないか」

- ・子育て卒業世代の意見：「子どもを虐待するのは一部の特別な人である」「保護者の子育てに対する意識の低下」「親権を認めないなど厳しい対応が必要」（世代間で意識の相違が見られる）
- ・児童虐待と思われる行為を「した（しそうになった）ことがある」と回答した人のうち、過半数が「誰にでも起こりうる問題」と回答、「保護者も支援を求めているのではないか」という回答も多い

●家庭内における子どもの生活や立場の優先度に関する意識

- ・親自身の生活や立場と子ども自身の生活や立場のどちらを尊重すべきか
「どちらともいえない」44.2% 「子ども」41.0% 「親」9.8%
- ・女性は男性に比べ、「子ども」と回答する割合が高い

●「しつけ」についての認識

- ・「しつけのためには、時には体罰・お仕置きも必要」66.9%（3人に2人が容認）
- ・「女性」「子育てで親の生活や立場を重視する層」「虐待と思われる行為の経験がある」人は、体罰やお仕置きの容認度が高い

●児童虐待行為についての認識

- ・「虐待または放任である」と認識された行為の上位：「子どもに『あんたなんか生まれてこなければ良かった』とよく言う」51.5% 「親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている」41.5% 「幼い子どもを寝かしつけてから夜遊びに出かける」36.7%
- ・「問題でない」と認識された行為の上位：「子どもを戸外に閉め出す」11.3% 「カッとなって、つい子どもを叩いてしまう」6.5% 「思春期の異性の子どもの体をよくさわる」3.9%
- ・「虐待ではないが不適切」と認識された行為の上位：「買い物中に乳幼児を車の中に残しておく」55.9% 「他のきょうだいと比べて差別する」53.0% 「子どもの話し掛けを無視して答えない」52.5%

(ウ) 児童虐待に関する経験

●児童虐待と思われる行為の経験

- ・「経験あり」7.1%（14人に1人で、女性30歳代、40歳代の子育て世代女性・60歳代後半の男性に多かった）
- ・「経験あり」の回答は仕事を持つ女性よりも専業主婦のほうが多く、子どもとの接触時間の長い専業主婦にリスクが高いことが伺われた。
- ・市部と町村部で差は見られず、どの地域でも起こりうる問題であると示唆される

●児童虐待行為の内容

- ・「虐待と思われる行為をした（しそうになった）ことがある」人の虐待内容の上位：「身体的虐待」56.5% 「心理的虐待」43.8%

●児童虐待行為の理由

- ・「虐待と思われる行為をした（しそうになった）ことがある」人の虐待理由の上位：「カッとなってつい」57.5% 「その時はしつけのために必要だと思っていた」41.5% 「育児に疲れていた・イライラしていた」35.8%

●児童虐待行為に関する相談の有無

- ・誰にも相談しなかった：「虐待と思われる行為をした（しそうになった）ことがある」人の約6割（61.7%）
- ・「女性より男性」「町村部より市部」に相談しなかった割合が高い

●児童虐待行為に関する相談相手

- ・「虐待と思われる行為をした（しそうになった）ことがある」人で、「誰かに相談した」と回答した人の相談先：「配偶者・パートナー」73.2% 「親族」43.7% 行政・関係機関への相談は少ない

●児童虐待行為について相談しなかった理由

- ・理由の上位：「自分で解決すべき問題だと思った」69.8% 「虐待だと思っていなかった」28.3%
- ・自分だけで抱え込む傾向や虐待行為だと認識せず相談しなかったケースが多いと推察される

●被児童虐待経験

- ・「子どものときに児童虐待と思われる行為を受けた経験がある」11.7%
- ・市部と町村部で有意な差は見られなかった

●被児童虐待の内容

- ・「児童虐待と思われる行為を受けた経験」内容の上位：「身体的虐待」57.5% 「心理的虐待」48.4%
- ・男性は身体的虐待、女性は心理的虐待の回答が多かった

●DV被害の経験

- ・「配偶者若しくは恋人から暴力を受けた経験がある」10.8%
- ・男性4.5%、女性14.9%（女性の約7人に1人が被害経験があると回答）

(エ) 児童虐待の通告

●児童虐待行為に気づいた経験

- ・児童虐待行為を身近なところで見聞きした経験の上位：「親の罵声がよく聞こえる」20.8% 「泣き声がよく聞こえる」10.8% 「親によく叩かれている」10.6% 「身体や服がいつもよごれている」9.6%
- ・職業として従事している人は気づく割合が非常に高かった

●児童虐待と思われる行為に気付いた際の対応

- ・児童虐待行為を身近なところで見聞きしたり気付いた時に「特に何もしなかった」人が約6割（59.1%）
- ・男性は、「何らかの具体的な対応をした」と回答した割合が女性に比べて低い

- ・具体的な対応の上位:「自分で子どもやその子の親に声を掛けた、相談に乗った」24.0% 「知り合いの人たちに相談した」14.0% (行政や関係機関への通告・相談は非常に少ない)
- 児童虐待への対応をしなかった理由
 - ・理由の上位:「虐待行為かどうかよくわからない」63.3% 「家庭内で解決すべき問題」31.0%
- 児童虐待通告義務の認知
 - ・通告義務・通告先の認知度は20.4%で、通告義務を知らなかった人が過半数
 - ・子育て支援活動に従事している人は、従事していない人よりも認知度が高い
- 通告に際して不安に思うこと
 - ・不安に思うことの上位:「通告に相手の親が腹を立てて虐待がひどくなるのではないか」49.3% 「すぐに対応してもらえるか」44.1% 「通告したことが相手の家族にわかってしまうのでは」34.6% 「虐待でなかった場合、自分が後で責任を負われるのでは」30.6% 「相手の家族との関係が気まずくなるのでは」27.6% (不安は多岐にわたる)
 - ・「被虐待経験がある」と回答した人は、「通告したことが相手の家族にわかってしまうのでは」という不安を持つ割合が高い

(オ) 子育ての負担感、悩み

- 子育ての負担感、悩みの有無
 - ・「子育ての負担や悩みを感じる」「身近な子育て家庭を見て負担が大変そう」と思う人は約7割
 - ・都市部、近所付き合いの少ない地域は「しばしばある」と回答する割合が高い
 - ・専業主婦と仕事を持つ女性では、負担感・悩みに顕著な差はない
 - ・子育て世代の女性(25歳~44歳)は、子育て卒業世代より「しばしばある」と回答する割合が高い
 - ・子育て経験なしの人も、約3割が「しばしばある」と回答
- 子育て負担感、悩みの内容
 - ・負担感、悩みの上位:「出費など経済的なもの」32.4% 「教育や友達付き合い」28.6% 「子どもの病気や発育・発達」28.3%
(子育てによる身体的疲れや、時間がとれない等も大きな悩み)
 - ・男性は「子どもとの時間」、女性は「自分の自由な時間」がほしいと感じている割合が高い
 - ・子育て世代の専業主婦は「自分の時間がとれない」、仕事を持つ女性は「子育ての出費」が悩みのトップ
- 子育て負担感、悩みの相談先
 - ・相談先の上位「配偶者・パートナー」79.0% 「その他の親族」59.2% 「隣近所の人、地域の知人」17.8% 「友人、知人」17.8% 「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」14.6% 「職場の人」11.9%
(身近な人を挙げる回答が多い)
 - ・行政・関係機関を挙げる人は非常に少ない(最も多い「学校の先生」でも7.7%)
- 子育てのしやすい地域か
 - ・「子育てしやすい」との回答が7割以上(71.2%)
 - ・子育て世代では、「あまり子育てしやすくない」と回答する割合が平均以上

- ・市部に比べ、町村部のほうが「子育てしやすい」と回答した人が多い
- ・虐待や被虐待の経験があると回答した人は、「子育てしにくい」と感じる割合が高い

●子育てがしやすい理由

- ・理由の上位：「自然環境がいい」65.7% 「安全で安心して過ごせる」41.9% 「近所付き合いや地域活動が盛ん」25.2%
- ・女性は、「子育てサークルや地域の支援が充実している」と回答する割合が男性よりも高い

●子育てしにくい理由

- ・理由の上位：「近所付き合いや地域活動があまりない」43.4% 「行政の子育て支援サービスが不十分」42.6%

(カ) 行政の子育て支援策、児童虐待防止策

●子育てに関する相談機関の認知

- ・認知度の上位：「健康福祉センター」27.3% 「市町村保健センター」27.0% 「児童相談所」26.0% (全体的に低い)
- ・「知らない」とされた回答の上位：「主任児童委員」72.3% 「精神保健福祉センター」72.2% (「主任児童委員」の認知度がとりわけ低い)

●子育て支援策に関する認知

- ・認知度の上位：「幼稚園」72.5% 「放課後児童クラブ・学童保育」41.2% 「延長保育」37.3% 「保育所・地域子育て支援センター」31.3%
- ・「知らない」という回答の上位：「つどいの広場」69.9% 「病後児保育」66.7% 「預かりあい・ファミリーサポートセンター」64.1% 「児童養護施設の短期入所」59.4% (回答が過半数以上)
- ・子育て世代の施策認知度はその他の世代平均よりも高く、施策ごとの認知度の順位は世代によって大きな差はない
- ・専業主婦の方が認知度が高い：「預かりあい・ファミリーサポートセンター」
就労女性の方が認知度が高い：「延長保育」「放課後児童クラブ・学童クラブ」

●子育て支援策の利用経験

- ・利用経験の上位：「幼稚園」39.9% 「保育所・子育て支援センター」17.3% 「延長保育」13.2%
- ・利用度の最も高い「幼稚園」でも利用したことがない人が48.0% その他全ての支援策は70%~80%が「利用したことがない」という回答(支援策に対する利用経験は非常に少ない)

●子育て支援策の今後の利用希望

- ・希望の上位：「幼稚園」16.4% 「保育所・地域子育て支援センター」13.2% 「延長保育」11.9%
- ・項目全てで「子どもが対象年齢でなく利用する必要なし」の回答が45~50%
- ・子育て前世代・子育て世代は「幼稚園」「保育所・地域子育て支援センター」以外の支援策で「わからない」という回答が最も多い
- ・子育て世代女性で「わからない」と回答した上位：「つどいの広場」「預かりあい・ファミリーサポートセンター」「児童養護施設の短期入所」「病後児保育」

- 子育て支援策への期待
 - ・期待する上位：「夜間や休日の小児科の医療体制」42.8% 「児童手当など経済的な支援」33.5% 「保育所の受け入れ定員拡大」27.3%
 - ・男性は「経済的な支援」「保育所の受け入れ定員拡大」の回答が多く、女性は「夜間や休日の小児科の医療体制」「家庭生活と両立する就労環境」「一時預かり保育サービスの充実」の回答が多い
 - ・子育て前世代では、「家庭生活と両立する就労環境」「一時預かり保育サービスの充実」が他世代に比べて順位が高い
- 児童虐待防止の方策への期待
 - ・期待する上位：「関係機関・関係団体の連携強化」56.6% 「子育て支援策の充実」35.1% 「子どもが利用しやすい相談体制の充実」34.0%（「児童相談所の体制強化（28.7%）」は5位）
 - ・男性は「取り締まりや罰則の強化」、女性は「子ども自身が利用しやすい相談体制の充実」の回答が多い
 - ・「関係機関・関係団体の連携強化」は市部より町村部に望む声が多い

(キ) 子育て支援や児童虐待防止に関する意見・要望（自由記載）

有効回答 3,305 件のうち 952 件の記載。多かった記載種別は以下のとおり。

●子育てについて

子育てに関する教育・啓発 子育て環境（安全確保等）
 子育て支援策、マンパワー 妊娠・出産関連 里親関連
 子育て卒業世代の子育て支援

●児童虐待防止

啓発・教育 虐待する親 親への対応・カウンセリング
 通告について メディアについて

●アンケート実施に対する意見

エ 課題と対応策

(ア) 課題

課題1 児童虐待についての広報の工夫

①県民の児童虐待に関する正しい知識と理解

- ・多くの県民は、児童虐待問題の重大性の認識はあるが、身近な問題として児童虐待の理解は十分ではない。
- ・多様なメディアを活用した生活感覚に合った「児童虐待」についての啓発が必要。

②性や世代の違いによる、児童虐待問題への認識の違いを踏まえた啓発

- ・男性のほうが女性よりも家庭内での親の立場を優先と考え、体罰の容認程度が高いなど、子育て観に違いがある。
- ・子育て世代と子育て卒業世代とでは、児童虐待問題の認識に違いがある。

③通告義務の意義の理解を深める

- ・通告の義務の周知には、県民の通告を躊躇する心理等を考慮する必要がある。

課題2 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制強化

- ・児童虐待問題の認識、子育て不安、児童虐待の経験等に市部と町村部とでの住民の意識の違いは見られない。

課題3 子育て世代の特質にあったきめ細かな支援対策とその周知

① 専業主婦のニーズに焦点を当てた子育て支援サービスの拡充

- ・子育て世代の専業主婦は、仕事を持つ女性よりも「身体的疲れ」「自由な時間が持てない」などのストレスが高い。
- ・若い子育て世代は、育児の経験や知識不足による不安が大きい。

② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供

- ・子育て支援事業の認知は低く、子育て家庭に十分情報が伝わっていない。

課題4 暴力の連鎖を断ち切るための支援体制整備

① 被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備

- ・子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験がある人は、受けた経験のない人よりも大人になって児童虐待と思われる行為をしたり、DVの被害を受けるなどの関連性が高いことから、被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備が必要。

② 虐待行為をした親への支援

- ・虐待行為の経験者は、子育ての負担感を強く感じているが、自分で解決すべき問題だとの思いから相談をしないなど援助に繋がりにくい。

③ 児童虐待対応機関とDV対応機関との連携

- ・DV問題と児童虐待問題は、相互に発生要因となり問題として並存する可能性が高いことを支援に関わる者は、認識する必要がある。

(イ) 対応策及び県の取り組み

課題への対応策

課題1 児童虐待についての広報の工夫

○ 児童虐待及び子育て支援についてのより効果的な広報啓発

- ・ 各世代の子育て観を考慮した情報提供、啓発
- ・ 男性の子育て理解と協力の促進
- ・ 多様なメディアの活用、地域の人材の活用
- ・ 居酒屋、パチンコ店等の遊興施設などの広報の場としての活用
- ・ 母子学級、乳幼児健診、就学前健診を活用した子育て情報の提供
- ・ 児童虐待は「子どもの人権侵害」という認識の周知
- ・ 住民参画によるユーザーの視点に立った広報企画

○ 児童虐待の通告義務と相談受理機関の役割の周知

- ・ 通告は「子どもを守り、養育者への援助の始まり」であることの周知
- ・ 通告受理後の援助についての県民への周知

課題2 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制

○ 市町村の児童虐待対応の体制強化

○ 町村部の要保護児童対策地域協議会の設置促進

課題3 子育て世代の特質にあったきめ細かな支援体制とその周知

○ 子育て協力者（男性、子育て卒業世代）への啓発

○ 子育て支援のニーズとサービスを適正に調整する体制

- ・ 子育て支援サービスの紹介・提供を適正に調整する体制の構築
- ・ 虐待未然防止のための専業主婦に焦点をあてた調査研究
（「子育て支援サービスのあり方に関する意識調査」の実施）

○ 子育て支援の出前型サービス

- ・ 育児支援家庭訪問事業の推進

課題4 暴力の連鎖を断ち切るための体制整備

○ 児童虐待対応機関とDV対応機関の連携強化

○ 被虐待児のケアシステム

- ・ 小児科、児童精神科及び民間相談室を活用した被虐待児のためのケア
- ・ 里親、地域小規模児童養護施設等の被虐待児へのケアのための新たな社会的養護サービスの検討
- ・ 児童養護施設職員等に対する医師等のスーパービジョンなどによる治療的システムの検討（情緒障害児短期治療機能）

○ 児童相談所の専門的機能の強化

- ・ 児童福祉司、児童心理司の増員及び研修、スーパーバイズの強化
- ・ 家族関係の調整を図る支援の実施

備考 県の取り組み

☆18年度実施事業 ●19年度実施事業

☆児童虐待防止推進月間フォーラム
☆リーフレット「STOP子ども虐待 みんなの力で子どもたちの笑顔を守ろう」

県民参加型の広報

●児童虐待防止推進月間地域フォーラム（拡充）

●児童虐待防止啓発パネルの作成（新規）

●子育て応援リーフレットの作成（新規）

☆市町村児童虐待防止ネットワーク強化（アドバイザー派遣）事業

☆要保護児童対策地域協議会の設置促進

17年度6市町→19年2月1日現在17市町村

児童虐待防止体制の市町村格差の是正

●市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業（継続）

☆子育て支援事業の促進

☆育児支援家庭訪問事業の促進

☆児童虐待防止に関する母子保健担当者研修
効果的な子育て支援

●「子育て支援サービス利用のあり方に関する調査」の実施（新規）

●児童虐待防止に関する母子保健担当者研修（継続）

☆被虐待児童等へのケア

〔保護者カウンセリング事業・被虐待児グループ指導・一時保護所児童処遇改善促進事業・被虐待児等訪問心理療法等事業・児童養護施設心理療法士（7施設）・家族関係支援調整プログラム調査研究事業）

☆家庭的養護体制

〔里親登録（237）地域小規模児童養護施設（2施設）自立援助ホーム（2施設）〕

☆DV・児童虐待相談地域担当者研修
専門的機能の強化

●家族関係支援プログラム作成事業（継続）

●家族再生支援事業（新規）

●児童相談所職員研修（拡充）

(2)「児童虐待未然防止のための養育支援サービスのあり方に関する調査」

ア 調査目的

「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」の結果に基づき、本委員会で検討した「児童虐待防止に県が取り組むべき課題」のうち、「子育て世代の特質にあったきめ細やかな支援対策とその周知」を取り上げ、児童虐待未然防止という観点から、①専業主婦のニーズに焦点をあてた子育て支援サービスの拡充、及び、②子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供への対応策を検討する。

イ 調査手法等

調査は、以下のとおり2段階に分けて実施した。

アンケート調査

- (ア) 対象者：1歳6か月児を持つ保護者1,264名
- (イ) 方法：郵送等によるアンケート調査を健診時に回収
- (ウ) 実施時期：平成19年10月～平成19年12月

インタビュー調査

- (ア) 対象者：アンケート調査で無職の回答者のうち、調査協力できる方41名
- (イ) 方法：直接話しを伺うインタビュー形式
- (ウ) 実施時期：平成20年1月～平成20年2月

調査地区及び配布数は以下のとおり。

アンケート調査

地域名	都市名	配布数	有効回収数	有効回収率
葛南・東葛地域	浦安市	392	286	73.0%
	柏市	284	157	55.3%
印旛地域	佐倉市	211	129	61.1%
香取・海匝地域	旭市	107	86	80.4%
山武・夷隅地域	東金市	70	62	88.6%
	いすみ市	56	31	55.4%
君津・安房地域	木更津市	112	84	75.0%
	南房総市	32	32	100.0%
合計		1,264	867	68.6%

インタビュー調査

地域名	都市名	対象者数
葛南・東葛地域	浦安市	17
	柏市	14
山武・夷隅地域	東金市	3
君津・安房地域	木更津市	7
合計		41

ウ 調査結果

アンケート調査結果

(ア) 基本的な属性

- ・子どもの出生順位：「第1子」50.4% 「第2子」35.8%
- ・世帯構成：「夫婦と子どもからなる核家族」77.5% 「祖父母などの同居家族のいる家庭」21.1%
- ・浦安市は「同居家族あり」が1割以下 旭市、いすみ市、南房総市などで同居家族のいる割合が高い

- ・母親の就労状況：「無職」72.6%
- ・回答者：「母親」97.7% 「父親」1.6%
- ・回答者の年齢：「30代」66.8% 「20代」26.8%
- ・住居形態：「集合住宅」52.1% 「一戸建て」46.9%
- ・居住年数：「1年から3年未満」29.5% 「3年から5年未満」23.8%（居住年数の長い地域は同居家族のいる世帯の多い市と重なりが見られる）

(イ) 日常的な親子の外出先

- ・外出先の上位：「公園」27.3% 「商業施設」25.5% 「実家など親戚の家」12.6% 「友人の家」7.0%（「公園」と「商業施設」で半数以上）
- ・移動手段の上位：「徒歩」42.9% 「車」39.2% 「自転車」11.1%
（公共交通機関の利用は極めて少ない）
- ・外出先までの所用時間の上位：「10分以上15分未満」41.9% 「5分未満」19.0%
（15分未満の合計は約5分の3を占める）
- ・移動手段別の所要時間：徒歩「15分未満」84.9%・「20分未満」92.3%
自転車「15分未満」82.0%・「20分未満」91.0%） 車「15分未満」61.1%・
「20分未満」77.0%（車は徒歩や自転車よりも所要時間をかけている）
- ・回答者別外出先記入の上位：「公園」53.5% 「商業施設」44.8% 「実家」26.8%
「友人の家」16.3%
（例：一人が公園を2箇所記入した場合、「記入あり」で1カウント）
- ・子育て支援拠点（子育て支援施設、児童館、多目的公共施設、保育園・幼稚園などの園庭開放）の利用度は23.8%（都市別にバラツキがあり、最も利用が多いのはいすみ市）
- ・子育て支援拠点の記入がない人の特徴：「商業施設」と「実家」への外出が多い

(ウ) 外出先の選定基準

- ・重視することの上位：「自分たちのペースで過ごせる」45.8% 「同年代の子どもが多い」31.3% 「親と子どもも一緒に楽しめる」28.1%

(エ) 情報取得の方法

- ・方法の上位：「友達からの情報」59.3% 「広報紙」50.4% 「子育て支援センターや児童館などの掲示板やパンフレット（以下、子育て支援センターや児童館）」28.4%
- ・出生順位別が第1子の場合は「子育て支援センターや児童館」「保健センターでもらった雑誌」が多く、第2子以降は「子どもの通う保育園や幼稚園からの情報」が多い
- ・同居家族がある場合：「家族や親戚からの情報」が多い
- ・子育て支援拠点の記入がある人は「子育て支援センターや児童館」「友達からの情報」が、なしの場合と比較して非常に高い（子育て支援拠点利用の有無で情報量に大きな差がある）

(オ) 育児をする上での気持ち・周りの人との関係

●育児をする上での気持ち

- ・「子育てが楽しく毎日充実している」という質問への回答：「よくある」46.9%、「時々ある」44.2%

- ・「自分は子どもをうまく育てていると思う」という質問への回答：「まったくない」1.0%（極めて少ない） 「ほとんどない」（18.7%） 「よくある」12.2% 「時々ある」61.4%
- ・「子どもがわずらわしくてイライラしてしまう」という質問への回答：「よくある」5.2% 「まったくない」6.2%（少ない） 「時々ある」54.0% 「ほとんどない」28.5%

●周りの人との関係

- ・「用事がある時に子どもを見てくれる人がいる」という質問への回答：「時々いる」43.7% 「いつもいる」30.3%
- ・「子どものことで話し合える人がいる」という質問への回答：「いつもいる」73.0% 「いない」1.6%（極めて少ない）
- ・「育児について教えてくれる人がいる」という質問への回答：「いつもいる」59.3% 「いない」3.7%
- ・「父親は育児に協力的か」という質問への回答：「いつも」51.9% 「時々」37.1% 「まったくない」3.9%（非常に少ない）（「同居家族なし」、「子どもの出生順位が第1子」、「母親が有職」の場合などに「いつも」と回答する割合が高い）

(カ) 必要とする子育て支援サービス

- ・必要とする順位：「一時的な保育」57.4% 「居場所提供」49.0% 「情報提供」27.7% 「相談」20.5%
- ・「一時的な保育」は、核家族の多い浦安市が最も多い 多くの都市で「一時的な保育」は「居場所提供」よりも高い割合で選択（柏市ではほぼ同程度、南房総市では居場所提供の方が多く選択）

(キ) 地域の子育て支援サービスについての認知、利用経験、今後の利用（参加）意向

●居場所提供

- ①園庭開放（保育園・幼稚園）：認知度72.0% 利用経験28.9%
今後の利用意向68.1%
- ②子育て支援センター：認知度70.9% 利用経験33.7%
今後の利用意向：60.7%（必要ないとの回答も約2割）
- ③児童館：認知度77.7%（居場所提供の中で最も認知が高い） 利用経験：39.3%
今後の利用意向67.4%
- ④つどいの広場：認知度42.1% 利用経験20.0% 今後の利用意向53.3%
（必要がないとの回答も約2割）

●一時的保育

- ①一時保育：認知度66.6% 利用経験8.8%（1割に満たない）
今後の利用意向58.1%
- ②ファミリー・サポート・センター：認知度51.9% 利用経験3.6%
（極めて少ない） 今後の利用意向43.7%（必要ないとの回答も約3割）
- ③ショートステイ：認知度27.5% 利用経験0.8%（極めて少ない）
今後の利用意向38.1%（必要ないとの回答もほぼ同じ割合）

●相談

①保健センター：認知度 68.1% 利用経験 27.5% 今後の利用意向 54.3%

●図書館

①図書館：認知度 79.3% 利用経験 40.8% 今後の利用意向 76.9%

(ク) 外出への積極性（子どもを連れての外出）

- ・「積極的」56.1% 「積極的でない」14.3%
- ・積極的でない理由の上位：「子どもを連れて外出するのは大変」51.6% 「行ったことがないところは行きにくい」34.7% 「家の中が落ち着く」29.8% 「家の近くに行くところがない」29.0%

(ケ) 家庭訪問型サービスの利用の意向

- ・意向の上位：「そのときの事情によっては利用するかもしれない」57.0% 「自宅以外の場所で利用したい」18.5% 「自宅で利用できるならば利用したい」15.1%
- ・出生順位別で、第1子の場合「自宅で利用できるなら利用したい」「その時の事情によっては利用するかもしれない」との回答割合が高く、第2子・第3子以降は「自宅以外の場所で利用したい」との回答割合が高い
- ・利用したいサービスの上位：「一時的な保育」65.3% 「産後の家事支援・育児支援」40.8% 「相談」30.0%

(コ) 子育てで困った経験のエピソード

- ・最も多い意見は、「母親自身の病気や体調不良時に関するもの」で4割強を占める。その中では、「子どもの養育を替わってもらえたり、サポートを得ることができなかった体験」が4分の3、「母親自身の通院や入院に関する体験」が4分の1
- ・「就労家庭における病児・病後児保育の必要性」、「他の子どもの行事や病気による通院時などに、もう一人の子どもを連れて行くことができない」なども多く挙げられる
- ・「常に助けてくれる人がいて、問題ない」との記述が約1割

困った経験のエピソードの内容

エピソードの内容		件数
母親自身の病気 や体調不良	自分の体調が優れない時にも、育児をする必要があること、そのことにより回復が遅れること、家中で病気にかかったこと 【うち、妊娠期の困難（5件）】	115件
	通院や入院に関すること	34件
病児・病後児保育が必要		27件
子どもを連れて行けない場所へ行く時の苦勞		25件
一時保育が利用できない		21件
産後のサポートが必要だった		19件
子どもの病気、事故、入院		16件
育児全般（子どもの泣きやぐずりへの対応など）		14件
移動の困難・設備		12件
サポートしてくれる人の必要性		9件
育児疲れ、育児ストレス		6件
育児に協力的ではない父親への不満		5件
居場所・親子で行ける場所の必要性		3件
その他		11件
常に助けてくれる人がいて、問題ない		29件

インタビュー調査結果

(ア) 基本的な属性

- ・子どもの出生順位：「第1子」65.9% 「第2子」24.4%
- ・同居の有無：「同居家族なし」85.4%
- ・母親の年齢：「30代」70.7% 「20代」24.4%
- ・居住形態：「集合住宅」68.3% 「一戸建て」31.7%
- ・居住年数：「3年未満」48.8% 「3年以上」51.2%

(イ) 調査結果

調査結果を「情報提供」「居場所提供」「相談」「一時的保育」「家庭訪問型支援」に分類。P30～P34に記載。

情報提供

問題点

1. 情報提供のタイミングのずれ

情報の発信と受け手側が必要とする時がずれているために、結果的に渡した情報が活かされていない

○妊娠の届けの時に妊娠前から思春期までを総合的に網羅する子育て支援施策に関する情報が配布されることが多い

しかし、その時期に必要なとする妊娠中及び出産直後に関する情報以外は、記憶に残らないことが多い

○子育て支援センターなど実際の利用はその1年以降であることが多いが、新しくできた地域資源に関する情報が更新されない

情報の更新の必要性

2. 情報提供のもれ

○転入者への情報提供がもれている
転入世帯に子どもがいることを見逃さずに、情報提供する仕組みが必要

3. 不親切な情報提供

○「詳しくはお問い合わせください」
情報があっても、問い合わせをしないとわからない

情報の内容の検討

要望

背景・理由

考えられる方法



子育て家庭の実態

情報収集に携帯電話を活用

○携帯電話やインターネット上の会員組織（mixi、withママ、育児関連会社のサイトなど）を活用して、地域情報の収集や、育児相談などを行っている
携帯電話でできるところが魅力

子育て家庭の情報の求め方

○情報誌が分厚いと、読む気をなくす
○自分の子どもの年齢で使えるものが一覧になっていて、その中から選びたい

課題・求められるもの

・情報の受け手の感受性が高まっている時に必要な情報を提供するきめ細やかさが求められている。
・情報が氾濫する中「自分や自分の子ども」にあった情報を求めている。
・情報が伝わるのが子育て支援の利用につながるが、部分的な情報だけでは動けない人がある。そこで行われる内容や具体的な利用の仕方に踏み込んだ情報の提供が必要である。

居場所提供

問題点

1. いかに最初の 一歩を踏み出すか

○個別の声かけ「こんなのがあるから来ませんか?」「遊んでいきませんか?」が利用につながっている

きっかけづくりの必要性

個人への直接的な声かけが鍵

- 新生児訪問や健診時の保健師
- 保育所の保育士
- 近所の人

2. 初めて行く時の 抵抗感をなくす

○中に入るまで、何回も建物の周りを歩いた
○どうなっているかわからないと行きにくい

効果的な情報提供

3. 子ども同士のトラブル に対応できない

○子ども同士のトラブルにどう対応してよいかわからないので、行きたくない
○よその子どもが自分の子どもに怪我をさせても、その逆であってもイヤ

スタッフの介入で解決 かかわり方も学ぶ

実態

A. 外出の 困難性

- 遠くまでは行けない
- 公共交通機関を使つての外出は難しい
- 雨の日は出かけられない
- 車の場合は駐車場の問題
- 子どもが2人になって大変になった

背景・理由

- 歩ける距離には限界
- ベビーカーをたんでバスに乗るのが困難
- エレベーターのない駅
- 行く先や途中におむつ替えシートや授乳室、休憩室などの設備が必要

考えられる方法

- 目的地までつなぐ手段の開発（おさんぽバスなど）
- ユニバーサルデザイン
- 設備の整った拠点の情報提供（保育所などの活用も含めて）

要望

B. 居場所の 要望

- 近くに行けるところを増やしてほしい
- いつでも気が向いたときに居れる場所
- 子どもを遊ばせることのできる安全な環境
- 歩き始めたくらいの子どもが遊ぶことのできる室内の遊び場がほしい
- 自由に過ごせるところと、スタッフがいてプログラムがあるところ両方あるとよい
- 親子で一緒に遊べるところ、親は少し離れて見ていられるところの両方への希望がある
- 魅力ある施設や遊具

- 混み過ぎていたり、定員があつて入れない
- 近所の情報を交換したり、一緒に遊ぶために近所の人と知り合いになりたい
- 月1回しか開催されていない場合、天候や体調で一回逃すと2月空いてしまう
- 歩き始めの子どもが歩く、這う、座るなどの行動がしやすい室内空間が必要
- 家庭ではできないことができる場所、保護者にはできないことをしてもらえるプログラム
- 遊具が古すぎて、衛生的に心配

- さまざまな地域資源の活用により、地域ごとに偏りのない機会の提供
- 常設の場所がない地域では開催日を増やす工夫が必要
- タバコやガラスの落ちた公園より、安全な保育所の園庭開放を積極的実施
- 何でも口を付けたりする年齢を考慮し、遊具は定期的な入れ替えが必要

実態

C. 初めての 利用

- 友人と一緒にいくと答えた人が多い
- 親子だけで初めて行った人の中には「勇気を出して行った」という人もいる
- 常連のグループができあがっていると、居心地が悪い

- 行ったときに、どうすればいいかわかっていると、行きやすくなる
- スタッフが話しかけてくれたり、他の保護者に紹介して、話せる雰囲気を作ってくれた
- 場所を利用するだけで、あえて輪の中に入らなくても良いと思う人もいる

- 利用の流れや活動のイメージがわかる事前の情報提供
- 行きたいと思える魅力的な居場所作り
- 「また来たい」気持ちを起こさせる鍵は、スタッフの声かけや働きかけ（過剰に干渉しないことも含めて）にある

子育て家庭の実態

どこで友達ができただか

- マタニティクラスなどで友人ができて、出席後も連絡を取り合う
- 健診時や計測を含む相談日などで知り合った
- 子どもの年齢を設定した「親子のつどい」などで知り合った
- 公園などでの出会いは立ち話やその時一緒に過ごす程度が多い

子育て仲間の存在の効果

- 子育て仲間ができることが外出を楽しみ、ストレスの発散や、育児に関する悩みの相談などにつながっている
- 大人同士で会話がしたい

友達ができない

- 転入者には、出会いのきっかけがない場合がある
- 情報が遅れると、参加した時に、すでにグループができあがっていて、入りにくいことがある
- 「友達を作らなければ」という義務感や思いこみが強いと、友達のいない状況がプレッシャーになる

課題・求められるもの

- ・個人への声かけが、利用へのきっかけになっていることから、さまざまな機会を捉えて、直接声かけをする環境を用意することや、地域に出ることの多い専門職や関係者がそのことに留意し実践する。
- ・月1回の開催でも保護者たちに歓迎されるイベントになることから、さまざまな社会資源を活用して、近隣の親子が集うことのできる広場などを設置する必要がある。
- ・子育て中の親子だけでなく、親子と高齢者、親子と中高生などの組み合わせにも地域交流が広がる可能性がある。

相談

実態と問題点

1. 専門家への相談と 気軽な相談

- 専門家への相談と気軽な相談を使い分けしている
- 子どもの病気や発達については産院、小児科医など専門家への相談が多い
- 子育てについての相談は気軽な相談で聞きたいという意見が多い(そこまで深刻な問題がない)
- 相談より、自分の話を聞いてほしいという願望もある
- 話すことによりストレスを解消している

2. 電話相談、携帯電話・ インターネット相談

- 家にいながらにして、時間を問わず、相談に応じてもらえる電話相談や携帯電話も含めてインターネット上の相談が活用されている
- 相談に対して、迅速な回答が返されることを求めている
- 特にウェブ上の相談サイトではさまざまな情報が提供されることから、利用者の情報選択能力も必要となる

信頼できる電話相談や
相談サイトの紹介が必要

妊娠・出産期

この時期の解決法

- 妊娠・出産期は産院への相談、生まれてからは小児科への相談が多くなる
- 産院への相談を出産後も継続している人もいる
- 特に、助産師がいた場合に母乳の相談が可能であることから、継続的なかわりの見られる家庭があった

この時期の相談相手

- 医療関係者、医師、助産師
看護師
- 保健師

- 助産師の役割は出産時ばかりでなく、母乳指導などの役割もあることがあまり知られていない

子育て家庭の実態

携帯電話の活用による相談

- 保護者の情報交換などを目的とするサイトでも、BSBSなどで個人からの相談に、子育て中の家庭からさまざまな意見や情報が提供されるものもある
- 自ら相談をしなくても、それを読むことにより育児に関する情報を得ている場合もある
- 携帯電話の普及により、離れた地域に住む友人や親戚に携帯電話やメールでの相談が可能となっている

新生児期

この時期の解決法

- 母親が外出しにくい時期の「新生児訪問」が役立ったとの意見が多かった
- 身長、体重の計測により、成長を確認でき、「安心できた」、「気にかけてもらえることが嬉しかった」、「質問をすることができた」などの意見があった
- そもそも新生児訪問は何をするのか事前にはわからなかったとの意見もあり、具体的に何をするのがわかっていれば、申込はさらに増える可能性がある
- 新生児訪問は、相談事への対応と共に地域情報を提供する役割も担っていた

この時期の相談相手

- 医療関係者、医師、助産師
- 保健師
- 家族・親戚

乳児期

この時期の解決法

- 「新生児訪問」のような訪問をあと数回希望する声があった
- 外出が容易になる4か月くらいまでや、半年、1年間を希望しており、会場に向く健診との間に訪問があると良いとの意見もあった
- 保健センターや公民館で行われる計測の機会に相談がついているものが利用されている
- 相談だけでなく行きにくい、「計測のついでに」という気軽さがある
- 相談の希望者は多く、長い時で1時間待つこともある
- 相談できる日がわかるので、その時まで、相談することをためておく
- つどいの広場や支援センターなどで、保育士、スタッフへの気軽な相談や、保護者同士の情報交換が広がる

この時期の相談相手

- 医療関係者、医師、助産師、看護師
歯科衛生士
- 保健師
- 栄養士
- 保育士
- 子育て支援スタッフ、ボランティア
- 子育て仲間・ウェブ
- 家族・親戚

訪問型相談について

- いつでも相談したいことがあるわけではないので、相談がたまったところで、はがきを出せば来てくれると利用しやすい
- 「次はいつ」と決めてきてくれると良い
- 子どもの成長の過程を知る同じ人に来てほしい
- 一方で、自分で出かけるので不要という意見もあった

- 保健センターへの相談は敷居が高い
- 保健師が「指導的」との指摘

- 需要が高く、保護者が聞きたいことが多い

- 気軽に聞きやすい

- 子育て経験が参考になる
- 同じ時期に子育てしている人に関きたい

課題・今後の対応

- ・自分が自由に外に出られない時期に、家庭訪問を受け、相談に応じてもらえる新生児訪問への評価が高く、4～6か月くらいまでの間に隔月の訪問を希望する声もあった。
- ・新生児訪問については、実際に来てもらえるまで一体何をしてもらえるかということがわからなかったという意見が多く、保健師が何をしてくれるか、そのメリットを情報提供する必要がある。
- ・助産師のより広い活用を検討する。
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」の積極的実施が必要である。

一時的保育

実態と問題点

1. 共通の思い・経験

誰かに必要な時間だけ見ていてほしい時がある
 自分自身の体調不良時(通院したい)
 きょうだいの体調不良時
 学校行事など子どもを連れて行けない場所
 リフレッシュしたい(美容院に行きたいなど)

2. 希望は高いが、積極的に利用しようとしていない

必要であれば利用するが、積極的に利用しようとしていない
 それなりの理由がない場合は、自分の「がまん」ですませている

3. これまで育児で一番大変だったこと

出産後数ヶ月の母乳授乳期の睡眠不足や外出ができない時期が「つらかった」
 「子どもに泣かれて追い込まれた」
 子育てが辛くなった時、「働こうと思った」
 「保育所を調べにいった」

↓
 危機的状況を援助する
 方案が必要

実態・要望

背景・理由

考えられる方法

A. 誰かに頼みたい

父親
 家族、親戚
 知っている人
 プロの保育者

父親は週末以外にも仕事の都合がつけば可能
 祖父母と同居・近居の場合、可能なことが多い
 自分も子どもも知っている人であれば安心
 子育て経験のある人
 保育サービスを利用するなら、個人に頼むよりは集団で見てもらう方が安心

一時的保育を担う人の顔が見える機会をつくる
 子どもたちがどのように過ごしているか、紹介する
 利用者の声が開けるようにする
 園庭開放でよく知っている先生
 地域サポーター、近所よく会う
 友達、近所の子育て仲間

B. 必要な時間だけ

送迎の時間が無駄
 用のある場所での預かりがあればよい
 時間単位での利用

送迎があると良い
 第2子の健診の間、上の子どもを預かってほしい
 短い時間で利用したい

送迎保育、短時間での保育、場所を指定しての保育はファミリー・サポート・センターなどでも可能
 保育のパリエーション、それぞれ保育のメリット・デメリットについても情報提供する

C. いつでも申し込める

緊急時に対応してもらえる
 当日の申込ができるとう良い

一時保育がいつでも一杯で利用できない
 登録・予約、慣らし保育や事前の面会(ファミリー・サポート・センター)は面倒

必要が生じたときに、初めてコンタクトを取るのではなく、場所や人に子どもがあらかじめ慣れていることが、子どもにとって必要であることを情報提供する

D. 利用への意識

できるだけ利用せずに育てたい
 自分は利用したいが、夫や家族が反対している
 訪問型支援には消極的

「子どもがかわいそう」「子どもを預けてまで・・・」
 産後などの体調不良時に訪問型支援で一時保育を利用したい意向はあるが、「自分もそこにいる」ことが条件で、不在の時の利用には消極的

一度経験してみることで、さまざまな心配や抵抗が杞憂のものであることを実感する
 保育付きの講座などを実施し、保護者は子育てについて学んでいる間、子どもはすぐそばの部屋で一時保育を利用する方法が経験しやすい

子育て家庭の実態

若い世代に強い「自分で育てる」意識

「3歳までは自分で育てる」
 「誰かに頼むのではなく、自分で育てる」という発言が数人から聞かれた

父親の育児参画1歳を過ぎた頃から期待可能

核家族など、育児に協力的な父親が多い
 父親に子どもを見てもらい、外出が可能という家庭も多かった
 父親が育児にかかわるようになる時期は、子どもが多くなると、ある一定の発達を遂げてからが多いことから、年齢が低いときほど、母親が子どもの世話を一時的に頼める相手がないことになる

課題・今後の対応

- ・近隣に親戚のいない核家族が増加していることから、一時的保育の利用による育児の負担軽減や、第三者の関与による育児上の問題点の発見・助言が期待される。しかし、実態としては、利用に踏み出せない、または、利用せずに育てると考える保護者もいる。
- ・子どもは親だけが育てるのでなく、「いろいろな人との関わりの中で育つ」ことを意識啓発し、一時的保育の利用が子どもにとっても意義のあるものであることを伝える必要がある。
- ・利用に至るまでには手続きなどに要するエネルギーも必要なことから、子育てに行き詰まってから利用するのではなく、予防啓発的な利用の奨励が必要である。
- ・そのためにも、3か月健診などの機会を捉えて、一時的保育の手続きや利用による子どもへのメリットなどについて情報提供し、希望する場合に登録までできる仕組みがあることが望ましい。

家庭訪問型支援

実態

1. 利用の意向

- 新生児訪問への評価が高かった
- 産前産後支援や、体調不良時の家事支援・育児支援への利用意向はあった
- 「料金が高そう」であることを気にかける意見があった
- 一時的保育については、居宅外で利用したい意向が強かった

実態・要望

背景・理由

考えられる方法

A. 産前産後支援ヘルパー

- サービスが整備されている地域では、利用経験のある人もいた
- つわりの時に支援が必要だった
- サービスがあることを知らず、新生児訪問により知った。もっと早く知っていたら、早くから利用できた

- 「必要であれば利用したい」と利用したい気持ちはあるが、他人が家に入る抵抗感よりも、「そのために家を片づけなければならない」ことが障害になっている
- 特に、自分の体調不良時などは、自分でやることができない分、家が掃除できていないことを気にかけている

- 子育てのスタートを順調にすべり出すために必要な支援として、何回までは無料など、誰でもが利用しやすい仕組みとする
- 核家族の第2子以降の出産は必ず、誰かの支援が必要となる
- 近隣で助け合う仕組みがあれば、出産後はヘルプする側に回るとの提案があった

B. 出前ひろばの提案

- 家庭やマンションの集会室を使ってそこに数人の子育て家庭が集まり、スタッフが来て、計測をしてくれたり、子どもを遊ばせたり、相談やアドバイスに応じてくれる仕組みがあるとよい

- 遠くまで出かけていくのではなく、身近な場所で行われると参加しやすい

- 利用者が会場の手配や参加者の募集、テーマ設定を行い、そこにスタッフを派遣するシステムを構築 → 利用者の主体性を促進
- 利用者の申込により、マンションの集会室等が利用できることが、拠点の確保につながる

エ 課題と対応策

(ア) 課題

課題1 利用しにくい養育支援サービスの改善

①利用しやすいサービス内容の整備

- ・親しみやすく行きやすい「子育て支援機関」を作り上げる必要があり、サービスの提供場所を整備していくことが必要。
- ・利用者のニーズを反映した幅広いサービスを整備し、自分達のニーズに合わせてサービスを選んだり、時間や内容を設定できるような工夫をすることが重要。

②利用者の中に生じる心理的負担の軽減

- ・利用のきっかけとして、様々な機会です「こんなものがあるから来ませんか。」「遊んでいきませんか。」など、スタッフによる積極的な声かけが必要。
- ・利用者の心理的負担を解消するために、スタッフの介入による調整やトラブルの仲介などが有効。

課題2 子どもの預けにくさ、預けることへの抵抗感

①緊急利用時の受け入れ体制の確立

- ・常に満床状態である一時保育の拡充を行うとともに、緊急的な利用に対しても枠を確保しておくなど、受け入れ体制の整備が必要。

②一時的保育の利用につながるサービス周知の工夫

- ・利用への抵抗感をなくしていくことが求められるため、スタッフや施設内の環境なども含めた紹介を行うなど、公開された施設を目指すことが必要。

課題3 効果的な情報提供方法の工夫

①適切な時期・対象を捉えたきめ細やかな情報提供

- ・サービスを必要とする時期に、ニーズにあった情報提供を行うことが求められるため、子どもの成長に応じた、その家庭で求められる情報を随時提供していくきめ細やかさが必要。

②孤立傾向が強い家庭への情報提供手法の確立

- ・孤立傾向の強い家庭にも十分な情報が届くよう、情報取得の場でもある子育て支援拠点を整備するとともに、全家庭に情報発信ができる手法を確立することが必要。

③サービスの利用につながる情報提供手法の工夫

- ・その家庭に必要な情報をピックアップし、詳細に情報提供する手法が求められる。
- ・広報紙等を、興味を持たせるレイアウトにしたり、「利用者の声」を載せるなど、掲載の工夫が必要。

④育児を抱え込む親への意識啓発

- ・子どもが様々な環境に触れる重要性や孤育ての危険性について理解してもらうことが重要。
- ・「サービスは気軽に利用できる」ことの啓発を行い、積極的なサービス利用を促していくことが必要。

(イ) 対応策

課題1への対応策 利用しやすい養育支援サービスの整備

①利用しやすいサービス内容の整備

- ・子育て支援拠点の設置を促進し、身近にサービスが享受できる場を整備するとともに、利用準備等の負担が極力なくなるよう、登録・手続きの簡略化等の工夫を図る。
- ・サービス内容を充実させるとともに、利用者のニーズを反映する体制づくりを推進する。
- ・養育支援を必要とする家庭を漏れなく把握し、自らサービス利用に動けない家庭に適切なサービスを提供するため、こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業等の訪問型支援の実施を徹底し、相談を行っていく。
- ・支援が必要な事例が発見された場合、要保護児童対策地域協議会等の活用により、関係機関が情報・認識の共有化を図って連携するなど、確実な支援につながるような体制を整備することが重要である。

②利用者の心理的負担の軽減

- ・スタッフによる声かけや相談先の紹介などを積極的に行い、利用の後押しを推進する。
- ・スタッフへの研修等により、利用者間の調整・トラブルへの適切な介入手法などの技術習得を図る。利用者間の関係が良好になることで、利用者同士が相談し、助け合えるような自助効果も期待される。

課題2への対応策 安心して気軽に子どもを預けられる体制づくり

緊急利用時の受け入れ体制の確立

- ・一時保育制度において定員及び実施施設の拡充を推進する。
- ・一時保育で緊急時の定員枠を確保しておくなど、常に対応できる体制を整備する。

一時的保育の利用につなげるサービス周知の工夫

- ・体験サービスの場を設けたり、スタッフや施設内部の状況を広報に載せる等、開かれたサービス紹介をするための手法を工夫する。

課題3への対応策 養育支援サービスの周知と利用への働きかけ

適切な時期・対象を捉えたきめ細やかな情報提供

- ・子どもの年齢・状態等に応じた情報を、1歳6ヶ月健診・3歳児健診などを通じて個別に提供するような工夫を行う。
- ・必要としている家庭に必要なサービスが確実に提供されるよう、子育て支援総合コーディネーター事業を活用して子育て支援機関等にサービスの専門相談員を配置するなど、サービスのコーディネーター機能を充実させる。

孤立傾向が強い家庭への情報提供の手法の確立

- ・情報収集の場である子育て支援拠点の整備を促進するとともに、普段外出する場所での情報提供の工夫を行う。
- ・積極的な外出をせず、外部との接触が希薄な家庭にも情報が届くよう、こんにちは赤ちゃん事業等の介入的な情報提供の手法を推進する。

サービス利用につながる情報提供の手法の工夫

- ・必要な情報のみをピックアップし、自分にあったサービスを容易に見つけ出せるよう、インターネットを活用するなど、情報提供の方法を工夫する。
- ・広報紙等について、従来の画一的な情報提供ではなく、民間企業と連携した目を引くレイアウトの作成や、利用者の声など興味を引く内容を掲載するといった工夫を行う。
- ・訪問事業などの際、訪問者が、その家庭に必要なサービスの情報提供を適切に行うとともに、利用への意欲が沸くよう、研修等による相談技術の向上を図る。
- ・問い合わせをする時の抵抗感を軽減するため、メールなどを活用した問い合わせの実施、「ここで聞けばわかる」総合案内窓口の設置等を推進する。

育児を抱え込む親への意識啓発

- ・サービスの利用に消極的、もしくは否定的な親に対して「子どもはいろいろな人との関わりの中で育つこと」「育児の抱え込みは児童虐待につながる恐れがあること」を意識啓発し、サービス利用についての意識改善を図る。

保護者同士の支え合いに向けた支援

- ・子育て支援サービスを利用した保護者同士が情報交換を行ったり、相談に応じたりといった取組は、支援を必要としている保護者にとってはとっつきやすく、きめ細やかな支援が期待できることから、保護者が気軽に集まり、これらの活動が自主的にできるよう支援する視点も重要。



4 委員名簿

調査研究委員会委員

氏名	分野	所属(役職)	備考
井上 僖久和○	学識経験者	聖徳大学人文学部心理学科(教授)	
内田 徳子	法律	柏綜合法律事務所 (千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員)	
河原 久一	民生児童委員	千葉県民生委員・児童委員協議会(会長)	H20.1.30 解職
小関 智子	教育	成田市立久住第一小学校(校長) H18年3月まで	
齊藤 万比古	精神医療	国立国際医療センター国府台病院(第2病棟部長)	
才村 純◎	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部人間科学科(教授)	
椎名 英夫	保育	千葉県保育協議会(副会長) (次世代育成支援を推進する千葉県民会議委員)	
鈴木 教義	幼稚園	全千葉県私立幼稚園連合会(常任理事)	H18.6.19 委嘱
長谷川 俊哉	幼稚園	全千葉県私立幼稚園連合会(総務副委員長)	H18.6.19 解職
森田 雄司	児童養護施設	子山ホーム(施設長)	
丁子 源三郎	民生児童委員	千葉県民生委員・児童委員協議会(会長)	H20.1.30 委嘱

◎委員長 ○副委員長

※所属(役職)は平成21年3月時点(解職委員は解職時点)のものとなります。
途中委嘱・途中解職となった委員は備考欄に記載。

事務局

千葉県健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号



ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター
チーバ君

児童虐待防止調査研究委員会
実施調査総括報告書

事業名：児童虐待防止調査研究事業
平成21年3月

編集・発行

千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

社会的養護検討部会

児童虐待防止調査研究委員会